

医薬品や薬剤師が届きにくい 今だからこそ

日本病院薬剤師会常務理事
医療法人鉄蕉会亀田総合病院薬剤部長
舟越 亮寛 Ryohkan FUNAKOSHI



令和6年6月より日本病院薬剤師会（以下、日病薬）常務理事を拝命し、総務部長等に委嘱されました。まずは、令和7年度「病院薬剤部門の現状調査」（令和7年6月実施）について病院薬剤部門の長には多大なるご負担をおかけしながら本調査にご協力いただきましたこと厚く御礼申し上げます。関係団体との調整を行いながら会員と日病薬の発展のために力を尽くして参りますので、何卒宜しくお願い致します。

さて、医薬品回収件数年次推移は平成26年度103件、令和4年度754件をピークに令和6年度326件と減少傾向であるものの、10年前と比べると変わらず会員施設では有事の対応で通常業務を日々圧迫されていることと思うと気がかりで日病薬としても心苦しい思いです。日病薬を含めた各団体の要請により行政が対応した形で、令和5年4月から始まった診療報酬上の特例措置は、令和6年度以降は医薬品の安定供給に資する取組の推進として評価が見直されたところです。医薬品の供給が不足等した場合における「治療計画の見直し等」に対応できる体制の整備並びに「患者への説明」および院内掲示にかかる要件が設けられました。加えて、令和6年度には長期収載品について、保険給付の在り方の見直しが行われ選定療養費制度が導入され、先発品処方「医療上の必要性があると判断」した場合と条件付となりました。国民皆保険制度の持続可能性についても薬剤師が中心となって対応が迫られているところです。

さらに病院薬剤師の確保については緊迫した課題の中央社会保険医療協議会（中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織（入院・外来医療等の調査・評価分科会））令和7年7月17日資料において「薬剤師による投薬に係る患者への説明」が医師からの評価が最も高いことが示されたところです。一方で、病院薬剤師確保が十分でないことから薬物治療の質に格差が生じていることも同時に示されました。

このような医薬品や薬剤師が患者に届きにくい今だからこそ思い起こしていただきたいことがあります。丁寧な患者への説明の時間確保です。薬剤師法で平成8年に第25条の2が新設されて以降、情報提供および指導、継続的把握と指導と段階的に改正されてきました。一方で、法律省令通知に則っての業務遂行だけでよいのでしょうか。

「Professional Autonomy」。プロフェッション（医師などの専門職）とオートノミー（自律）を組み合わせた用語があるように、専門職の集団が行政などの介入を待たずに自らを律し、維持発展させていくことを指す概念ですが、すべての患者・患者をはじめとした直接看護にあたる者への説明をすることにより国民へ薬剤師の姿がより見え、安心安全な薬物治療が実践させるものと思っています。